

○社会福祉法人桑名市社会福祉協議会多世代共生型施設建設等準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人桑名市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、桑名市及び大和リース株式会社三重支店との間で締結した多世代共生型施設整備事業及び公園整備事業基本協定書に則り、本会が最優秀事業者として実施する多世代共生型施設の建設並びに運営のあり方について総合的に検討することを目的に、多世代共生型施設建設等準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 委員会は、多世代共生型施設の建設並びに運営に係る次に掲げる事項について検討し、本会会長に提言を行う。

- (1) 施設建設（設計含む）に関する事
- (2) 事業計画及び収支計画に関する事
- (3) その他本会会長が必要と認める事

(構成)

第3条 委員会は、10名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから本会会長が任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 自治会関係者
- (3) 福祉事業関係者
- (4) 保育事業関係者
- (5) 障害児者の保護者
- (6) その他本会会長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から令和4年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長に就く。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、審議上必要があると認めるときは、関係者及び関係機関に対して、意見又は資料の提出及び関係者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、所掌事項を遂行するため、必要に応じ、作業部会を設けることができる。

2 前項の作業部会は、委員会の指示に基づいて、委員会が必要とする業務を処理する。

3 作業部会の組織及び業務は、委員会が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がその都度委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月10日をもって廃止する。

委員 (※敬称略)

氏名	所属	備考
長谷中 崇志	名古屋柳城短期大学 准教授	社協理事 桑名市地域福祉計画策定委員
藤原 隆	桑名市自治会連合会 会長	社協理事
栗田 みどり	桑名市肢体不自由児保護者会 会長	社協理事
水谷 真紀	竹の子の会連絡会 代表	社協評議員 元療育センター利用者の保護者会
加藤 隆明	桑名市私立保育連盟 副支部長	社協評議員 保育園経営
田上 了	桑名市障害福祉サービス事業所 連絡協議会 代表	社協評議員 NPO 法人千姫代表理事